

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 6 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 57 号

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年岩手県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）			別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）		
事業の種類	第 1 種事業の要件	第 2 種事業の要件	事業の種類	第 1 種事業の要件	第 2 種事業の要件
1 条 例別 表第 1 号 に掲 げる 事業	(1)・(2) [略] (3) 林道の新設の事業（車道及び路肩の幅員の合計が6.5メートル以上であり、かつ、長さが20キロメートル以上である林道を設けるものに限るものとし、 <u>独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第1号に規定する林道の開設又は改良の事業（以下「林道の開設又は改良の事業」という。）を除く。</u> ）	(1)～(4) [略] (5) 林道の新設の事業（車道及び路肩の幅員の合計が6.5メートル以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上20キロメートル未満である林道を設けるものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(3)に掲げる要件に該当するものを除く。） (林道の長さが15キロメートル以上20キロメートル未満である林道の開設又は改良の事業を除く。） 又は特別地域内において車道の幅員が3メートル以上であり、かつ、長さの合計が2キロメートル以上である林道を設けるものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(3)に掲げる要件に該当するものを除く。）	1 条 例別 表第 1 号 に掲 げる 事業	(1)・(2) [略] (3) 林道の新設の事業（車道及び路肩の幅員の合計が6.5メートル以上であり、かつ、長さが20キロメートル以上である林道を設けるものに限るものとし、 <u>森林法（昭和26年法律第249号）第193条に規定する林道の開設又は拡張の事業であつて、森林法施行令（昭和26年政令第276号）別表第3 林道の開設に要する費用の項第6号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第1号(2)及び同項第2号(3)に規定する林道に係るもの（以下「林道の開設又は拡張の事業」という。）を除く。</u> ）	(1)～(4) [略] (5) 林道の新設の事業（車道及び路肩の幅員の合計が6.5メートル以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上20キロメートル未満である林道を設けるものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(3)に掲げる要件に該当するものを除く。） (林道の長さが15キロメートル以上20キロメートル未満である林道の開設又は拡張の事業を除く。） 又は特別地域内において車道の幅員が3メートル以上であり、かつ、長さの合計が2キロメートル以上である林道を設けるものに限るものとし、この項の第1種事業の要件の欄の(3)に掲げる要件に該当するものを除く。）
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。